

令和6年秋季 福島市議会 議会報告会・意見交換会

次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1部 議会報告会
 - ・議会の活動状況報告
 - ・各常任委員会及び特別委員会の活動状況
- 3 第2部 意見交換会
 - ・出席議員及び参加者による意見交換

ご来場の皆様へのお願い

- 1 会場の写真撮影
 - ・市議会だよりや市議会ホームページに、ご参加の皆様が写った写真を使用する場合がありますので、ご了承ください。
- 2 ご質問
 - ・第1部の議会報告会に関するご質問は、第2部の意見交換会の時間にて承ります。
 - ・なるべく多くの皆様にご発言いただくため、発言の際は1回に1項目ずつ3分程度でお話しいただきますようお願いします。

目 次

ふくしま市議会だより抜粋……………	P 4 ～ 1 0
令和6年6月市議会定例会議提出議 ……	P 1 1 ～ 1 8
令和6年9月市議会定例会議提出議 ……	P 1 8 ～ 2 4

【別冊資料】

- ・福島市議会の概要
- ・知ってほしい 福島市議会のこと

令和6年6月から9月までの議会日程

令和6年6月定例会議

6月3日	本 会 議
6月7日～13日	本 会 議（一般質問）
6月14日	本 会 議（一般質問）・委 員 会
6月17日～18日	常 任 委 員 会
6月20日	本 会 議

令和6年9月定例会議

9月2日	本 会 議 ・ 委 員 会
9月6日～10日	本 会 議（一般質問）
9月11日	本 会 議（一般質問）・ 決算特別委員会(全体会、複合市民施設分科会)
9月12日～13日	常 任 委 員 会
9月17日～18日	決算特別委員会(分科会)
9月19日	決算特別委員会(全体会)
9月24日	本 会 議

ふくしま 市議会だより抜粋



常任委員会

各常任委員会に付託された議案審査の主な内容を紹介します。

総務

◆福島市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定の件

(条例改正の趣旨)

男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の視点に立った多様性の理解をさらに推進するための改正を行う。

(条例改正の概要)

条例の基本理念に性の多様性(※)の尊重を規定することにより、多様性を認め合い、人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す。

※性の多様性：性的指向（いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすこと）及び性自認（自己の性別についての認識）が多様であること

(条例の施行日)

令和6年7月1日から施行



文教福祉

◆福島市学習センター条例の一部を改正する条例制定の件（学習センターの使用料の見直し）

中央学習センターの移転に併せ、学習センターの使用料の見直しを行うもの。使用料は、他の公共施設と比較し、著しい差が生じない額とし、冷暖房費は設定料金に含め別途徴収は行わない。また、地域における子どもの居場所づくりの強化として、新たに高校生以下の個人使用料を免除する。なお、登録団体の利用枠を確保する先行申請とその後に応し込みを行う一般申請の2段階に申請方法を変更する。

(主な質疑と答弁)

問：多目的ホールの専用使用料が上がることによる影響は。
答：影響を受けるのは有料で借りる団体であり、実績から全体の2.8%と想定。



経済民生

◆福島テルサ改修事業

キョウワグループ・テルサホールの空きテナントとなっている2階及び地下1階について、老朽化した厨房機器等の撤去や経年劣化箇所の改修を行い、民間事業者による新たなバンケットサービスの提供を開始し、中心市街地の賑わいの創出を図る。

(主な改修箇所)

- ・2階部分では、クロスの張り替えやフローリングの改修、照明器具の更新等を行う。
- ・地下1階部分では、床や壁面の破損箇所の改修、調理台や食洗器等の撤去を行う。

(主な質疑と答弁)

問：バンケットサービス利用の需要は。

答：バンケットサービスを有する近隣の施設が閉館したこともあり、一定のニーズがある。地下1階の厨房を改修することにより、2階部分だけではなく、3・4階会議室へのケータリングサービスに発展させたい。

建設水道

◆福島市個人番号カードの利用に関する条例制定の件

シルバーパスポート事業の利用対象にタクシーを追加し、マイナンバーカードを活用するため、条例を制定する。条例では、高齢者の公共交通利用助成に関する事務をマイナンバーカードを利用する事務として定めるほか、サービスを利用される際の申請やサービスの提供にあたって、市がマイナンバーカードに必要な情報を記録することなどを定める。

(主な質疑と答弁)

問：マイナンバーカード利用による個人情報漏洩のリスクやカード紛失への対応について伺う。

答：マイナンバーカードICチップ内の空き領域にデジタルタクシー利用券などの必要な情報を書き込むが、プライバシー性の高い情報は入らないため、安心してお使いいただきたい。高齢者が対象であることを考慮し、紛失への注意喚起に努めるとともに、万が一、紛失した場合でも、カードの一時利用停止を国が24時間体制で受け付けていることを周知していく。

常任委員会

各常任委員会および分科会に付託された議案審査の主な内容を紹介します。

総務

◆財産取得の件（はしご付消防車）

福島南消防署のはしご付消防車を更新する。新しいはしご付消防車は30m級で、排気量8,500cc以上、4輪操舵のオートマチック車、乗車定員は6名、契約額は2億4,794万円。

（主な質疑と答弁）

問：現車両に積載されている資機材の再利用の有無、及び30m級のはしご付消防車が対応可能な建築物の高さは。

答：更新にあたり、現車両に積載されているホースや救助ロープなどの資機材は再利用する。30m級のはしご付消防車は、7階から8階程度の高さまでの消防活動を想定している。それ以上の高さの場合、屋内に進入し、消火活動に必要な設備や非常用エレベーター等を活用して消防活動を行う。

文教福祉

◆学校施設リフレッシュ事業及び小中学校・幼稚園の外壁等緊急修繕

学校環境の充実を図る学校施設リフレッシュ事業として、施設の長寿命化対策を図るため、2億2,400万円を計上し、三河台小と福島第二小の外壁等改修工事を実施する。また、三河台小のコンクリート片が落下した事案を受け、全小中学校・幼稚園の緊急点検を実施した結果、全72施設中71施設で修繕が必要と確認し、3億4,000万円を計上し、応急修繕などを実施する。

（主な質疑と答弁）

問：リフレッシュ事業の進捗と対象校は。

答：事業実施校は、今回の実施校を含め6校。事業の対象は、建築後40年以下の学校としていたが、今般の外壁落下の事案を受け、全ての学校で実施していきたいと考えている。

経済民生

◆文化財調査室移転に伴う旧東湯野小学校校舎棟改修工事

現在の文化財調査室は、築35年を超えるプレハブ構造となっており、建物の安全性に不安がある状況となっていることから、旧東湯野小学校の再整備を行い、本市の文化財調査の拠点施設として利活用するもの。

（校舎棟再整備の主な仕様）

- ・ 1階：事務室・常設展示室・企画展示室・体験学習室・倉庫等
- ・ 2階：土器洗浄乾燥室・整理作業室・写真撮影室
- ・ 3階：図面書庫・写真書庫・重要文化財保管室

（主な質疑と答弁）

問：常設展示室にはどのような物を展示するのか。

答：現在の文化財調査室と東湯野ふるさと歴史館に収蔵している、しゃがむ土偶のレプリカや地元の民俗資料などを展示する予定。



建設水道

◆まちなか賑わいのためのスペース確保（再開発事業等推進）

再開発エリアの一部について、仮囲いを移設して暫定的にイベントなどで活用できるスペースとし、まちなかの賑わい創出に寄与する。

また、ベンチなどを設置し、休憩や飲食スペースなど自由な空間として活用する。

（主な質疑と答弁）

問：まちなか広場の利用との使い分けや用途の差別化について伺う。

答：まちなか広場で繰り広げられているイベント等との連携を考えている。まちなか広場の補完的活用やバックヤードとしての活用など、活用方法については今後イベント事業者と協議しながら検討していきたい。



本市議会初の政策討論会を開催しました

政策討論会は、市政に関する重要な政策および課題に対して、議会としての共通認識および合意形成を図り、もって政策立案および政策提言を推進するために開かれる会議です。

令和6年7月16日に建設水道常任委員会の所管事務調査である「市営住宅の今後の在り方」を議題とし、議会基本条例制定後、初めて政策討論会を開催し、議員間で討論や意見交換を行いました。



市長に政策提言

各常任委員会では、市の事務に関する調査、検証を行っております。そのうち文教福祉、建設水道の各常任委員会で行った調査の結果について令和6年9月24日の本会議において委員長より報告がなされ、全会一致で承認されました。このことから、同日、報告内容を取りまとめた提言書を市長へ提出しました。

文教福祉常任委員会 所管事務調査

調査テーマ・期間：認知症対策と家族支援に関する調査（令和5年10月～令和6年9月）

調査目的：誰もが認知症、家族介護者となりうる超高齢社会において、認知症患者と家族が地域で末永く生活できるようにするための必要な支援についての調査を行う。

提言の主な内容

地域における支援の強化について

市民協働の子育て支援であるファミリーサポート事業の介護版として、介護サポート事業を創設し、深刻な介護負担を抱える家族を支援すべきである。その中で、見守りを依頼したい方と見守りの可能な方が会員となり、有償での相互援助体制として介護サポート事業を市が制度設計し、仲介を担うことと併せて、有償のボランティアの育成を図るべきである。

国への意見書提出

市長への政策提言に加え、国に対し地域の認知症施策の充実を求める意見書を提出しました。

建設水道常任委員会 所管事務調査

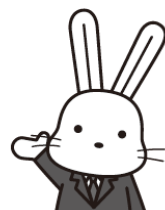
調査テーマ・期間：市営住宅の今後の在り方に関する調査（令和5年10月～令和6年9月）

調査目的：様々な社会の変容に対応した持続可能な市営住宅整備の実現に向け、市営住宅の現状や課題を把握し、今後の在り方に関する調査を行う。

提言の主な内容

耐震性の不十分な市営住宅入居世帯の早期移転について

全国各地で大きな地震が相次ぐ中、本市でも度重なる地震や老朽化により、耐震性の不十分な市営団地については、入居世帯の早急な移転を積極的に推進すべきである。



意見交換会を実施 (文教福祉常任委員会)

4月19日、「認知症があっても住みやすいまちづくりについて」をテーマとして、公益社団法人認知症の人と家族の会の皆さんと意見交換会を行いました。2部制で早期発見の取り組みと家族に必要な支援のテーマにより、意見交換を実施しました。



現地調査を実施 (経済民生常任委員会)

4月18日、所管事務調査の一環として現地調査を行いました。
市内3箇所の農園等を訪れ、キュウリやトマトなどの野菜、いちごやもも、梨、ぶどうなどの果樹の生産状況を確認しました。



複合市民施設に関する 調査特別委員会

6月14日の複合市民施設に関する調査特別委員会において、本会議にて付託された「福島市市民センター条例制定の件」「福島市役所本庁舎駐車場条例制定の件」の2件を審査し、最終日の本会議で可決しました。



市民センター イメージパース

議員定数に関する 調査特別委員会の活動

議員定数に関しては、議会基本条例に基づき、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、学識経験者などからの客観的な意見を参考にし、人口、面積、財政状況や市の事業課題、類似市との比較検討し、決定するとされております。

これまでの活動では、調査手法やスケジュールなどを協議し、類似自治体のデータの比較検討を行ったほか、参考人を招致し、客観的な意見を聴取しました。

委員長報告の時期を令和7年6月定例会議を目標として調査検討を進めます。



令和6年7月23日 参考人招致
東北大学 大学院 情報科学研究科 河村 和徳 准教授

複合市民施設に関する調査特別委員会

9月定例会議では、施設整備関連の補正予算と工事請負契約の一部変更について審査し、その後の本会議で可決しました。

また、令和5年度決算についても審査し、決算のとり認定すべきものであることを確認しました。

～議案等の審議結果～

6 月定例会議

〔市長提出議案〕

区分	件 名	結果
6 年度補正予算	一般会計、国民健康保険事業費特別会計、公設地方卸売市場事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計	○
条例制定	個人番号カードの利用に関する条例	○
	市民センター条例	
	市役所本庁舎駐車場条例	
条例改正	男女共同参画推進条例	○
	市税条例	
	手数料条例	
	地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例	
	学習センター条例	
	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	
	国民健康保険税条例	
	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	
	東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例	
	水道条例	
	水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例	
工事請負契約	重要文化財旧広瀬座再整備工事（電気設備工事）	○
	令和 6 年度市営住宅除却工事（下釜団地）	
その他	専決処分承認	○

〔委員会、議員提出議案〕

区分	件 名	結果
意見書	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	○
	地方財政の充実・強化を求める意見書	
	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	
	学校給食費の無償化を実施することを求める意見書	
決議	議案第104号令和 6 年度福島市一般会計補正予算に対する附帯決議	○

〔請願・陳情〕

区分	件 名	結果
請願	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出方について	○
陳情	福島市学習センターの会場申込方法等の変更（案）に関することについて	×
	福島駅東口駅前ひろばに関することについて	×
	障がい者福祉タクシー券に関することについて	×
	福島市公共施設駐車場に関することについて	×
	福島駅東口再開発に関することについて	×
	福島市公共施設駐車場利用者負担に関することについて	×
	福島市公共交通機関利用に関することについて	×
	国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出方について	○
	県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出方について	×

～議案等の審議結果～

9月定例会議

〔市長提出議案〕

区分	件名	結果
6年度補正予算	一般会計、水道事業会計、国民健康保険事業費特別会計、土地区画整理事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計	○
5年度決算案件	各会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定及び剰余金処分、下水道事業会計決算認定及び剰余金処分、農業集落排水事業会計決算認定	○
条例制定	公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	○
条例改正	個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	○
	職員の給与に関する条例	
	市長の調査等の対象となる法人を定める条例	
	飯坂地区温泉施設設置条例	
	飯坂町財産区温泉供給条例	
	農業・農村振興条例	
	ひとり親家庭医療費の助成に関する条例	
	国民健康保険条例	
条例廃止	子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例	○
人事	教育委員会委員任命	○
	財産区管理委員選任（土湯温泉町財産区）	
	財産区管理委員選任（飯坂町財産区）	
	人権擁護委員候補者推薦	
工事請負契約	（仮称）もりあい認定こども園 本体建築工事	○
	こむこむ館屋根等改修工事	
工事請負契約 一部変更	（仮称）市民センター整備事業 本体建築工事、本体電気設備工事、屋外給排水衛生設備等工事	○
	杉妻小学校南校舎外壁等改修工事	
財産取得	四季の里駐車場拡張事業用地	○
	矢野目小学校特別教室棟	
	消防ポンプ自動車	
	はしご付消防車	
	高規格救急自動車	
財産処分	笹谷市有地	○
	南矢野目市有地	
その他	福島県後期高齢者医療広域連合規約変更	○
	市道路線の認定及び廃止	

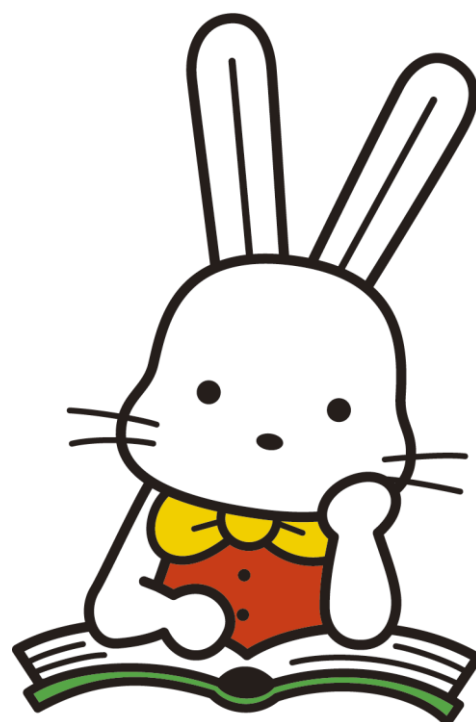
〔委員会、議員提出議案〕

区分	件名	結果
意見書	地域の認知症施策の充実を求める意見書	○

〔陳情〕

区分	件名	結果
陳情	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の禁止の確認を求めることについて	×
	ももりんシルバーパスポート事業に関することについて	×
	レプリコンワクチンの接種を福島市として一時見合わせることを求めることについて	×

提出議案一覽



令和6年6月定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和6年6月3日提出)

1	議案第76号	令和 6 年度福島市一般会計補正予算(第1号)														
2	議案第77号	令和 6 年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第 1 号)														
3	議案第78号	令和 6 年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第 1 号)														
4	議案第79号	令和 6 年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第 1 号)														
5	議案第80号	福島市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例制定の件 男女共同参画社会の実現に向けて、人権尊重の視点に立った多様性の理解をさらに推進するための改正を行う。 【主な改正内容】 「性の多様性の尊重」を基本理念に規定 ※性の多様性とは？ 性的指向(いずれの性別を恋愛感情又は性的な関心もしくは興味の主な対象とするかしないかを表わすこと)と性自認(自己の性別についての認識)が多様であること (令和6年7月1日から施行)														
6	議案第81号	福島市個人番号カードの利用に関する条例制定の件 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の規定に基づき、地域住民の利便性の向上に資する事務にマイナンバーカードを活用するため、条例を設ける。 【主な内容】 対象事務： <u>高齢者の公共交通利用にかかる助成事業</u> ※タクシー利用にかかる運賃助成に、マイナンバーカードを活用するもの (公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)														
7	議案第82号	福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 地方税法等の一部改正に伴い、寄附金控除及びわがまち特例割合を定める規定を見直すとともに、災害による税の減免を職権で行うことができる規定を新たに設ける改正を行う。 【主な改正内容】 (1)個人市民税 <u>公益活動に自らの財産を提供した場合の寄附金控除の適用対象を拡大</u> <table><tr><td></td><td>対象</td></tr><tr><td>改正前</td><td>①信託銀行等への信託による公益活用</td></tr><tr><td>改正後</td><td>①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用</td></tr></table> ※新たな公益活動にかかる控除対象のイメージ ・学生寮を運営する事業に土地を信託するケース ・絵画を美術館に信託して展示するケース (2)固定資産税 <u>＜バイオマス発電設備にかかるわがまち特例措置の見直し＞</u> <table><tr><th>発電出力</th><th>特例期間</th><th>課税割合</th></tr><tr><td>10,000kw未満</td><td rowspan="2">新たに課税となった年度より3年度分</td><td>2分の1の額</td></tr><tr><td>10,000kw以上 20,000kw未満</td><td>3分の2の額 ※ただし、木質燃料、 バイオ燃料を使用する 設備は、7分の6の額</td></tr></table> (3)市民税・固定資産税共通 <u>大規模災害時に当事者の申告なしに減免できる規定を設ける</u> ※当事者による申告の原則の例外として規定 (公布の日から施行) ※ただし、(1)は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行		対象	改正前	①信託銀行等への信託による公益活用	改正後	①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用	発電出力	特例期間	課税割合	10,000kw未満	新たに課税となった年度より3年度分	2分の1の額	10,000kw以上 20,000kw未満	3分の2の額 ※ただし、木質燃料、 バイオ燃料を使用する 設備は、7分の6の額
	対象															
改正前	①信託銀行等への信託による公益活用															
改正後	①信託銀行等への信託による公益活用 ②株式、不動産、美術品などの公益活用															
発電出力	特例期間	課税割合														
10,000kw未満	新たに課税となった年度より3年度分	2分の1の額														
10,000kw以上 20,000kw未満		3分の2の額 ※ただし、木質燃料、 バイオ燃料を使用する 設備は、7分の6の額														

8	議案第83号	福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始による、審査事項の追加など業務量の増加を鑑み、審査手数料等の見直しを図る改正を行う。 【主な改正内容】 <u>国が示した平均処理時間数及び算定方法による額に見直し</u> ※改正前の手数料と比較し、2～6割の増 例) 切土又は盛土の面積500㎡以内の許可申請手数料 (改正前) 12,000 円 ⇒ (改正後) 16,000 円 (約3割増) (令和6年9月1日から施行)																																																																																			
9	議案第84号	福島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件 令和6年度税制改正による地方拠点強化税制の適用延長により、福島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト(地域再生計画)の認定期間が延長されたことから、課税の特例措置を延長する改正を行う。 【主な改正内容】 <u>適用期限2年延長 令和8年3月31日まで</u> ※特例措置とは？ 東京23区から本社機能を移転する場合などに、地域再生計画にかかる福島県の認定があれば、固定資産税の3年間課税免除等の優遇 措置が受けられるもの(公布の日から施行(適用は令和6年4月1日))																																																																																			
10	議案第85号	福島市市民センター条例制定の件 福島市市民センターを設置するため、条例を設ける。 【主な内容】 (1)所在地 五老内町3番1号 (2)開館時間 午前9時～午後9時 (3)休館日 12月29日～翌年1月3日 (4)使用時間 1回あたり3時間以内 (5)使用料 下記のとおり ※営利目的の場合、規定の使用料の3倍の額を徴収 (公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>面積</th><th>使用料</th></tr><tr><td colspan="2">大ホール</td><td>336㎡</td><td>8,600円</td></tr><tr><td colspan="2">小ホール</td><td>149㎡</td><td>3,800円</td></tr><tr><td rowspan="9">講義室</td><td>201講義室</td><td>86㎡</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>202, 203講義室</td><td>28㎡</td><td>700円</td></tr><tr><td>204, 205, 206講義室</td><td>51㎡</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>207講義室(全面使用)</td><td>104㎡</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>207講義室A(部分使用)</td><td>58㎡</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>207講義室B(部分使用)</td><td>25㎡</td><td>600円</td></tr><tr><td>207講義室C(部分使用)</td><td>21㎡</td><td>500円</td></tr><tr><td>207講義室及び親子ふれあいスペース</td><td>171㎡</td><td>4,100円</td></tr><tr><td>208講義室</td><td>21㎡</td><td>500円</td></tr><tr><td colspan="2">調理室兼講義室</td><td>73㎡</td><td>1,800円</td></tr><tr><td colspan="2">工作室兼講義室</td><td>50㎡</td><td>1,300円</td></tr><tr><td colspan="2">音楽ルーム</td><td>47㎡</td><td>1,200円</td></tr><tr><td rowspan="10">会議室</td><td>301, 302会議室</td><td>57㎡</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>303会議室</td><td>99㎡</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>304会議室</td><td>70㎡</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>305, 306会議室</td><td>28㎡</td><td>700円</td></tr><tr><td>307, 308会議室</td><td>52㎡</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>309会議室</td><td>33㎡</td><td>800円</td></tr><tr><td>310, 311会議室</td><td>12㎡</td><td>300円</td></tr><tr><td>312, 313会議室</td><td>99㎡</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>314会議室(全面使用)</td><td>278㎡</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>314会議室A, B(半面使用)</td><td>139㎡</td><td>3,600円</td></tr></table>	区分		面積	使用料	大ホール		336㎡	8,600円	小ホール		149㎡	3,800円	講義室	201講義室	86㎡	2,200円	202, 203講義室	28㎡	700円	204, 205, 206講義室	51㎡	1,300円	207講義室(全面使用)	104㎡	2,600円	207講義室A(部分使用)	58㎡	1,500円	207講義室B(部分使用)	25㎡	600円	207講義室C(部分使用)	21㎡	500円	207講義室及び親子ふれあいスペース	171㎡	4,100円	208講義室	21㎡	500円	調理室兼講義室		73㎡	1,800円	工作室兼講義室		50㎡	1,300円	音楽ルーム		47㎡	1,200円	会議室	301, 302会議室	57㎡	1,400円	303会議室	99㎡	2,500円	304会議室	70㎡	1,800円	305, 306会議室	28㎡	700円	307, 308会議室	52㎡	1,300円	309会議室	33㎡	800円	310, 311会議室	12㎡	300円	312, 313会議室	99㎡	2,500円	314会議室(全面使用)	278㎡	7,200円	314会議室A, B(半面使用)	139㎡	3,600円
区分		面積	使用料																																																																																		
大ホール		336㎡	8,600円																																																																																		
小ホール		149㎡	3,800円																																																																																		
講義室	201講義室	86㎡	2,200円																																																																																		
	202, 203講義室	28㎡	700円																																																																																		
	204, 205, 206講義室	51㎡	1,300円																																																																																		
	207講義室(全面使用)	104㎡	2,600円																																																																																		
	207講義室A(部分使用)	58㎡	1,500円																																																																																		
	207講義室B(部分使用)	25㎡	600円																																																																																		
	207講義室C(部分使用)	21㎡	500円																																																																																		
	207講義室及び親子ふれあいスペース	171㎡	4,100円																																																																																		
	208講義室	21㎡	500円																																																																																		
調理室兼講義室		73㎡	1,800円																																																																																		
工作室兼講義室		50㎡	1,300円																																																																																		
音楽ルーム		47㎡	1,200円																																																																																		
会議室	301, 302会議室	57㎡	1,400円																																																																																		
	303会議室	99㎡	2,500円																																																																																		
	304会議室	70㎡	1,800円																																																																																		
	305, 306会議室	28㎡	700円																																																																																		
	307, 308会議室	52㎡	1,300円																																																																																		
	309会議室	33㎡	800円																																																																																		
	310, 311会議室	12㎡	300円																																																																																		
	312, 313会議室	99㎡	2,500円																																																																																		
	314会議室(全面使用)	278㎡	7,200円																																																																																		
	314会議室A, B(半面使用)	139㎡	3,600円																																																																																		

11

議案第86号

福島市役所本庁舎駐車場条例制定の件

福島市市民センターの整備に併せ、本庁舎駐車場の適正な利用を図るため、使用料等を定めた条例を設ける。

【主な内容】

<駐車場使用料>

利用時間帯	駐車時間	金額
①午前8時～午後9時30分	3時間以内	無 料
	3時間超	100円／30分
②①以外の時間帯	—	100円／30分

※1 24時間入出庫可

※2 本庁舎への用務・市民センターの貸室利用での来庁者の駐車が、3時間を超えた場合の使用料は全額減免

(福島市市民センター条例の施行の日から施行)

12

議案第87号

福島市学習センター条例の一部を改正する条例制定の件

中央学習センターの移転に併せ、学習センターの使用料の見直しを図る改正を行う。

【主な改正内容】

(1)中央学習センター所在地の変更

(現在地)松木町1番7号 ⇒ (移転先) 五老内町3番1号

(2)使用料 (下記のとおり：中央学習センターを除く)

※1 施設のランニングコスト、面積等を勘案し、料金を改定

※2 中央学習センターは、市民センター貸室を使用

((1)は、福島市市民センター条例の施行の日から、(2)は、令和7年1月4日から施行)

<専用使用> ※1回(3時間以内)あたりの使用料

貸室区分	平均面積(m ²)	使用料		改定率
		改正前	改定後	
多目的ホール	543.70	600円	3,400円	567%
ホール	204.10	1,800円	2,600円	144%
附属ホール	117.00	1,200円	1,500円	125%
軽運動室	57.00	600円	800円	133%
講義室	75.38	1,000円	1,000円	100%
研修室	58.29	500円	800円	160%
視聴覚室	65.33	1,500円	1,500円	100%
和室(大)	82.64	1,000円	1,100円	110%
和室(小)	32.47	400円	500円	125%
工芸室	59.33	1,000円	1,000円	100%
実習室	52.49	1,800円	2,200円	122%
テニスコート	—	—	1,200円	—
平均改定率				162%

<個人使用> ※1時間あたりの使用料(上限3時間)

貸室区分	利用区分	使用料		改定率
		改正前	改定後	
多目的ホール	一般	100円	100円	100%
	高校生以下	50円	0円	0%
軽運動室	一般	100円	100円	100%
	高校生以下	50円	0円	0%
テニスコート	一般	—	100円	—

13

議案第88号

福島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

14	議案第89号	福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
15	議案第90号	福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
16	議案第91号	福島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
17	議案第92号	福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【88号～92号議案の主な改正内容】 <u>国の基準改正原稿に誤りがあり、引用条項等を修正するもの</u> (公布の日から施行)
18	議案第93号	福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。
19	議案第94号	福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。
20	議案第95号	福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。
21	議案第96号	福島市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育職員の配置基準の見直しを図る改正を行う。 【93号～96号議案の主な改正内容】 <u>保育職員の配置基準の見直し（下記のとおり）</u> (公布の日から施行)

		<table><tr><th>施設類型</th><th>対象児</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="2">①児童福祉施設 ※認可保育所</td><td>満3歳以上満4歳に 満たない幼児</td><td>20人につき1人以上</td><td><u>15人</u>につき1人以上</td></tr><tr><td>満4歳以上の幼児</td><td>30人につき1人以上</td><td><u>25人</u>につき1人以上</td></tr><tr><td rowspan="2">②家庭的保育事業 ※小規模保育事業所A型 保育所型事業所内保育事業所</td><td>満3歳以上満4歳に 満たない児童</td><td>おおむね 20人につき1人</td><td>おおむね <u>15人</u>につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の児童</td><td>おおむね 30人につき1人</td><td>おおむね <u>25人</u>につき1人</td></tr><tr><td rowspan="2">③幼保連携型認定こども園</td><td>満3歳以上満4歳未満の園児</td><td>20人につき1人</td><td><u>15人</u>につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上の園児</td><td>30人につき1人</td><td><u>25人</u>につき1人</td></tr><tr><td rowspan="2">④幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園 ※幼稚園型認定こども園</td><td>満3歳以上満4歳未満 の子ども</td><td>20人につき1人以上</td><td><u>15人</u>につき1人以上</td></tr><tr><td>満4歳以上の子ども</td><td>30人につき1人以上</td><td><u>25人</u>につき1人以上</td></tr></table>	施設類型	対象児	改正前	改正後	①児童福祉施設 ※認可保育所	満3歳以上満4歳に 満たない幼児	20人につき1人以上	<u>15人</u> につき1人以上	満4歳以上の幼児	30人につき1人以上	<u>25人</u> につき1人以上	②家庭的保育事業 ※小規模保育事業所A型 保育所型事業所内保育事業所	満3歳以上満4歳に 満たない児童	おおむね 20人につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人	満4歳以上の児童	おおむね 30人につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人	③幼保連携型認定こども園	満3歳以上満4歳未満の園児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人	満4歳以上の園児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人	④幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園 ※幼稚園型認定こども園	満3歳以上満4歳未満 の子ども	20人につき1人以上	<u>15人</u> につき1人以上	満4歳以上の子ども	30人につき1人以上	<u>25人</u> につき1人以上			
施設類型	対象児	改正前	改正後																																		
①児童福祉施設 ※認可保育所	満3歳以上満4歳に 満たない幼児	20人につき1人以上	<u>15人</u> につき1人以上																																		
	満4歳以上の幼児	30人につき1人以上	<u>25人</u> につき1人以上																																		
②家庭的保育事業 ※小規模保育事業所A型 保育所型事業所内保育事業所	満3歳以上満4歳に 満たない児童	おおむね 20人につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人																																		
	満4歳以上の児童	おおむね 30人につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人																																		
③幼保連携型認定こども園	満3歳以上満4歳未満の園児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人																																		
	満4歳以上の園児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人																																		
④幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園 ※幼稚園型認定こども園	満3歳以上満4歳未満 の子ども	20人につき1人以上	<u>15人</u> につき1人以上																																		
	満4歳以上の子ども	30人につき1人以上	<u>25人</u> につき1人以上																																		
22	議案第97号	福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件 課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び税率の見直し等を行うための改正を行う 【主な改正内容】 (1)課税限度額の引上げ (改正前) 104万円 ⇒ (改正後) <u>106万円</u> (2)軽減判定所得の基準額見直し ⇒ 2割および5割軽減判定の<u>基準額を引上げ</u> (3)保険税率の見直し <table><tr><th></th><th colspan="3">改正前</th><th colspan="3">改正後</th></tr><tr><th>区分</th><th>医療分</th><th>支援分</th><th>介護分</th><th>医療分</th><th>支援分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>所得割率</td><td>6.50%</td><td>2.60%</td><td>2.60%</td><td>6.50%</td><td><u>2.50%</u></td><td><u>2.40%</u></td></tr><tr><td>均等割額 (1人あたり)</td><td>19,700円</td><td>7,800円</td><td>10,000円</td><td><u>20,700円</u></td><td>7,800円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>平等割額 (1世帯あたり)</td><td>18,300円</td><td>7,200円</td><td>6,200円</td><td>18,300円</td><td>7,200円</td><td>6,200円</td></tr></table> (公布の日から施行)		改正前			改正後			区分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	所得割率	6.50%	2.60%	2.60%	6.50%	<u>2.50%</u>	<u>2.40%</u>	均等割額 (1人あたり)	19,700円	7,800円	10,000円	<u>20,700円</u>	7,800円	10,000円	平等割額 (1世帯あたり)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円
	改正前			改正後																																	
区分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分																															
所得割率	6.50%	2.60%	2.60%	6.50%	<u>2.50%</u>	<u>2.40%</u>																															
均等割額 (1人あたり)	19,700円	7,800円	10,000円	<u>20,700円</u>	7,800円	10,000円																															
平等割額 (1世帯あたり)	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円																															
23	議案第98号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免について、国の方針に準拠し、期間を延長する改正を行う。																																			
24	議案第99号	東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免について、国の方針に準拠し、期間を延長する改正を行う。 【98号～99号議案の主な改正内容】 <減免の対象範囲> (1)帰還困難区域と上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者 ⇒<u>令和6年度相当分の保険税(料)額(全額減免)</u> ※平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く (2)令和5年4月2日～令和6年3月31日までに指定が解除された、旧特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者 ⇒<u>令和6年4～9月分の保険税(料)額(月割減免)</u> (2)(1)(2)に該当する区域の者で、令和5年度末に国民健康保険(介護保険)に加入した被保険者 ⇒<u>納期限が令和6年4月以後となる令和5年度相当分の保険税(料)額(全額減免)</u> (公布の日から施行)																																			

25	議案第100号	福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件 感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧支援等を図ることを目的に水道法の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 <水道 給水装置の修繕にかかる所管替え> (改正前)厚生労働省 ⇒ (改正後)国土交通省 ※(参考)水道法改正による厚生労働省から他省庁への一部移管 水質又は衛生に関する水道行政を環境省へ、それ以外の水道整備・管理行政を国土交通省へ移管 (公布の日から施行)
26	議案第101号	福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 水道法施行令の一部改正及び感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧支援等を図ることを目的に水道法施行規則の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 (1)水道技術管理者 に必要な講習を実施する者の登録者 (改正前)厚生労働大臣 ⇒(改正後)国土交通大臣及び環境大臣 (2)布設工事監督者の資格要件の見直し 例)大学・高校・短大・専門学校卒の場合 (改正前)土木科 ⇒ (改正後)土木科／機械科／電気科 ((1)は公布の日から、(2)は令和7年4月1日から施行)
27	議案第102号	工事請負契約の件(重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事)) 重要文化財旧広瀬座再整備工事(電気設備工事)について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 203,390,000円 (2)契約の相手方 株式会社 高電 代表取締役 高橋 輝男 (3)履行期限 令和8年1月9日
28	議案第103号	専決処分承認の件 急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。 (1)福島市税条例の一部を改正する条例制定の件(専決第6号)
29	報告第4号	福島市一般会計予算の継続費繰越しの件
30	報告第5号	福島市一般会計予算の繰越明許費繰越しの件
31	報告第6号	福島市一般会計予算の事故繰越しの件
32	報告第7号	福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件
33	報告第8号	福島市水道事業会計予算の繰越しの件
34	報告第9号	福島市下水道事業会計予算の繰越しの件
35	報告第10号	福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算の継続費繰越しの件
36	報告第11号	福島市工業団地整備事業費特別会計予算の継続費繰越しの件
37	報告第12号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
38	報告第13号	専決処分報告の件

令和6年6月定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和6年6月14日提出)

1	議案第104号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第2号)
2	議案第105号	工事請負契約の件(令和6年度市営住宅除却工事(下釜団地)) 令和6年度市営住宅除却工事(下釜団地)について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 203,040,200円 (2)契約の相手方 阿部建材工業 株式会社 代表取締役 阿部 茂之 (3)履行期限 令和7年3月14日

令和6年6月定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和6年6月20日提出)

1	議案第106号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書
2	議案第107号	地方財政の充実・強化を求める意見書
3	議案第108号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
4	議案第109号	学校給食費の無償化を実施することを求める意見書
5	議案第110号	議案第104号 令和6年度福島市一般会計補正予算に対する附帯決議提出の件

令和6年9月定例会議

令和6年9月定例会議提出議案(市長提出議案)

(令和6年9月2日提出)

1	議案第111号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第3号)
2	議案第112号	令和6年度福島市一般会計補正予算(第4号)
3	議案第113号	令和6年度福島市水道事業会計補正予算
4	議案第114号	令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
5	議案第115号	令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
6	議案第116号	令和6年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
7	議案第117号	令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算
8	議案第118号	令和5年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件
9	議案第119号	令和5年度福島市水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
10	議案第120号	令和5年度福島市下水道事業会計決算認定及び剰余金処分の件
11	議案第121号	令和5年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件
12	議案第122号	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 児童手当法の一部改正に伴い、児童手当支給にかかる所得制限が撤廃されることから、特定個人情報の取扱いの見直しを行う。 【主な改正内容】 特定個人情報の利用対象から特例給付を削除

		※ 1 特例給付とは？ 児童手当の支給要件を超える所得がある方に、<u>特例（所得上限あり）で月額 5,000 円を支給するもの</u> ※ 2 児童手当における特定個人情報の利用とは？ 市が、申請書等の審査のため、所得情報等について公簿等の確認を行うこと又は関連する業務に児童手当の支給情報を提供し、申請者の負担軽減を図るもの (令和 6 年 1 0 月 1 日から施行)																																														
13	議案第123号	福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 災害の発生又は発生のおそれにより、市外の 地方公共団体の区域 へ派遣され災害応急作業等に従事する職員に特殊勤務手当を支給するための改正を行う。 【主な改正内容】 <u>災害応急作業等派遣手当を新設</u> ※ 1 災害応急作業等 とは？ 被災した住家等の罹災証明に関わる被害認定調査や避難所等の運営支援など ※ 2 手当額は？ 日額 710 円 (令和 6 年能登半島地震など大規模な災害の場合 日額 1,080 円) (公布の日から施行(適用は令和 6 年 1 月 1 日))																																														
14	議案第124号	福島市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例制定の件 地方自治法施行令の規定に基づき、市が経営状況を確認し議会に報告する必要のある法人が吸収合併により消滅したため、削除する改正を行う。 【主な改正内容】 <u>対象から株式会社福島テクノサービスを削除</u> ※対象の法人は？ 本市が資本金等を 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満出資し、当条例で定めた法人等 (公布の日から施行)																																														
15	議案第125号	公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 公衆浴場の持続可能な経営のため、入浴料を見直すとともに、温泉地の活性化と利用促進を図るため、柔軟な企画券の発行や営業時間の設定ができる新たな仕組みを導入する改正を行う。 【主な改正内容】 <u>(1)入浴料の値上げ</u> <table><tr><th>施設名</th><th colspan="2">項目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="4">十綱湯 天王寺穴原湯 八幡の湯 大門の湯</td><td rowspan="4">入浴料</td><td rowspan="2">1 回券</td><td>1 ～ 12歳未満</td><td>100円（障がい者無料）</td><td>200円（市外の障がい者100円）</td></tr><tr><td>12歳以上</td><td>200円（障がい者無料）</td><td>400円（市外の障がい者200円）</td></tr><tr><td rowspan="2">回数券</td><td>1 ～ 12歳未満</td><td>1,000円（12回）</td><td>1,200円（10回）</td></tr><tr><td>12歳以上</td><td>2,000円（12回）</td><td>2,500円（10回）</td></tr></table> <table><tr><th>施設名</th><th colspan="2">項目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="5">あったか湯 (指定管理施設)</td><td rowspan="4">入浴料</td><td rowspan="2">1 回券</td><td>1 ～ 12歳未満</td><td>120円（障がい者無料）</td><td>250円（市外の障がい者100円）</td></tr><tr><td>12歳以上</td><td>250円（障がい者無料）</td><td>500円（市外の障がい者200円）</td></tr><tr><td rowspan="2">回数券</td><td>1 ～ 12歳未満</td><td>1,200円（12回）</td><td>1,700円（10回）</td></tr><tr><td>12歳以上</td><td>2,500円（12回）</td><td>3,500円（10回）</td></tr><tr><td>貸切風呂券</td><td>1 団体（50分ごと）</td><td>1,000円</td><td>1,500円</td></tr></table>	施設名	項目		改正前	改正後	十綱湯 天王寺穴原湯 八幡の湯 大門の湯	入浴料	1 回券	1 ～ 12歳未満	100円（障がい者無料）	200円（市外の障がい者100円）	12歳以上	200円（障がい者無料）	400円（市外の障がい者200円）	回数券	1 ～ 12歳未満	1,000円（12回）	1,200円（10回）	12歳以上	2,000円（12回）	2,500円（10回）	施設名	項目		改正前	改正後	あったか湯 (指定管理施設)	入浴料	1 回券	1 ～ 12歳未満	120円（障がい者無料）	250円（市外の障がい者100円）	12歳以上	250円（障がい者無料）	500円（市外の障がい者200円）	回数券	1 ～ 12歳未満	1,200円（12回）	1,700円（10回）	12歳以上	2,500円（12回）	3,500円（10回）	貸切風呂券	1 団体（50分ごと）	1,000円	1,500円
施設名	項目		改正前	改正後																																												
十綱湯 天王寺穴原湯 八幡の湯 大門の湯	入浴料	1 回券	1 ～ 12歳未満	100円（障がい者無料）	200円（市外の障がい者100円）																																											
			12歳以上	200円（障がい者無料）	400円（市外の障がい者200円）																																											
		回数券	1 ～ 12歳未満	1,000円（12回）	1,200円（10回）																																											
			12歳以上	2,000円（12回）	2,500円（10回）																																											
施設名	項目		改正前	改正後																																												
あったか湯 (指定管理施設)	入浴料	1 回券	1 ～ 12歳未満	120円（障がい者無料）	250円（市外の障がい者100円）																																											
			12歳以上	250円（障がい者無料）	500円（市外の障がい者200円）																																											
		回数券	1 ～ 12歳未満	1,200円（12回）	1,700円（10回）																																											
			12歳以上	2,500円（12回）	3,500円（10回）																																											
	貸切風呂券	1 団体（50分ごと）	1,000円	1,500円																																												

施設名	項目			改正前	改正後
もにわの湯	入浴料	1回券	1～12歳未満	120円（障がい者無料）	200円（市外の障がい者100円）
			12歳以上	250円（障がい者無料）	400円（市外の障がい者200円）
		回数券（12回）	1～12歳未満	1,200円	2,000円
			12歳以上	2,500円	4,000円

施設名	項目			改正前	改正後
中之湯 (指定管理施設)	入浴料	1 回券	1 ～12歳未満	250円（障がい者無料）	250円（市外の障がい者100円）
			12歳以上	500円（障がい者無料）	500円（市外の障がい者200円）

（２）市、財産区及び指定管理者が、市民や観光客のニーズ等に対応した企画券を柔軟に発行できる規定を新設

（３）市及び財産区が、市民や観光客のニーズ等に合わせて柔軟に営業時間等を設定できるよう、開館時間・休館日を条例でなく規則で規定

（（１）（２）は、令和７年２月１日から施行し、（３）は公布の日から施行）

< 休館日・開館時間を規則で変更予定の施設 >

（１）飯坂町公衆浴（令和７年２月１日から開館時間等を変更予定）

項目	変更前	変更後	
開館時間	6:00～22:00	波来湯 鯖湖湯 導専の湯	6:00～21:00
		大門の湯 天王寺穴原湯 仙気の湯	(月・水・金) 6:00～13:00 (火・木・土・日) 13:00～21:00
		八幡の湯 十綱湯	(月・水・金) 13:00～21:00 (火・木・土・日) 6:00～13:00

○休館日：月曜日（鯖湖湯）
火曜日（波来湯・八幡の湯）
水曜日（天王寺穴原湯）
木曜日（大門の湯・仙気の湯）
金曜日（導専の湯・十綱湯）
祝日の際は営業、振替休日なし

（２）茂庭公園関係施設（令和７年４月１日から休業日・開業時間を変更予定）

項目	変更前		変更後
休業日	もにわの湯	年中無休	木曜日・12/31～1/3
	茂庭ふるさと館		
	キャンプ場等屋外施設		12/1～3/31
開業時間	もにわの湯	9:00～21:00	(4/1～11/30) 9:00～20:00
			(12/1～3/31) 9:00～19:00

16 議案第126号

福島市飯坂地区温泉施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
老朽化が著しく維持管理が困難で、利用者の安全安心が危惧される切湯を廃止する改正を行う。
（令和６年１１月１５日から施行）

17	議案第127号	飯坂町財産区温泉供給条例の一部を改正する条例制定の件 老朽化した設備の更新等に必要な財源を確保するため、温泉使用料を値上げする改正を行う。 【主な改正内容】 ＜温泉使用料（毎分1リットルあたり）＞ (改正前) (改正後) 月額 5,800 円(税込 6,380 円) ⇒ <u>月額 6,000 円(税込 6,600 円)</u> (令和7年4月1日から施行)
18	議案第128号	福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例制定の件 食料・農業・農村基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 <u>条例中で引用する条項の修正</u> (公布の日から施行)
19	議案第129号	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件 児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。 【主な改正内容】 <u>条例中で引用する条項の修正</u> (令和6年11月1日から施行)
20	議案第130号	福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例制定の件 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設の基準を規定する条例設置の根拠規定が削除されたため、当条例を廃止する。 ※条例廃止後は、子ども・子育て支援法で規定する基準を適用 (令和6年10月1日から施行)
21	議案第131号	福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、現行の被保険者証の廃止に向けて、国民健康保険法の一部が改正されたことから、罰則にかかる規定の見直しを行う。 【主な改正内容】 <u>罰則の対象から「被保険者証の返還に応じない者」を削除</u> ※罰則とは？ 「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」への切り替えが必要な者が被保険者証の返還に応じない場合に過料を科すもの (令和6年12月2日から施行)
22	議案第132号	福島県後期高齢者医療広域連合規約変更の件 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証等が令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行う。 【変更内容】規約の被保険者証に係る文言を修正する (令和6年12月2日から施行)
23	議案第133号	市道路線の認定及び廃止の件 一般公共の用に供するため5路線を認定する。また、1路線を廃止する。 (1)路線数 8,025本 → 8,029本 (2)市道延長 約2,966.9 km → 約2,967.1 km

24	議案第134号	工事請負契約の件((仮称)もりあい認定こども園本体建築工事) (仮称) もりあい認定こども園本体建築工事設計・施工一括発注 について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 983,400,000円 (2)契約の相手方 大丸・土田・イズミ異業種特定建設工事共同企業体 代表者 (株)大丸工務店 代表取締役 大和田 知昭 (3)履行期限 令和8年1月30日
25	議案第135号	工事請負契約の件(こむこむ館屋根等改修工事) こむこむ館屋根等改修工事について、請負契約を締結する。 (1)契約金額 578,600,000円 (2)契約の相手方 亀谷建設株式会社 代表取締役 五十嵐 宏夫 (3)履行期限 令和8年12月28日
26	議案第136号	工事請負契約の一部変更の件 ((仮称)市民センター整備事業 本体電気設備工事) 施工工程に変更が生じたため、工事期限を変更する。 (1)工事期限 令和6年11月29日 → 令和7年2月14日
27	議案第137号	工事請負契約の一部変更の件(杉妻小学校南校舎外壁等改修工事) 工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。 (1)契約金額 189,200,000円 → 207,198,200円
28	議案第138号	財産取得の件(四季の里駐車場拡張事業用地) 四季の里駐車場拡張事業用地を取得する。 (1)面積 5,200㎡ (2)取得先 阿部 博 ほか1名 (3)取得金額 22,464,000円
29	議案第139号	財産取得の件(矢野目小学校特別教室棟) 矢野目小学校特別教室棟 に供するものとして、建物を 取得する。 (1)所在 福島市南矢野目字関端2番1号 (2)構造 軽量鉄骨造 2階建 (3)床面積 643㎡ (4)取得先 日成ビルド工業株式会社 郡山支店 支店長 中野 孝昭 (5)取得予定 金額 235,998,400円
30	議案第140号	財産取得の件(消防ポンプ自動車) 福島市消防団第9分団の消防ポンプ車を1台更新する。 (1)契約金額 22,880,000円 (2)契約の相手方 株式会社ネイチャー 代表取締役 山本 務 (3)納期 令和8年3月31日
31	議案第141号	財産取得の件(はしご付消防車) 福島南消防署のはしご付消防車を1台更新する。 (1)契約金額 247,940,000円 (2)契約の相手方 株式会社モリタ仙台支店 支店長 高岡 雄二 (3)納期 令和7年3月31日
32	議案第142号	財産取得の件(高規格救急自動車) 福島消防署の高規格救急自動車を1台更新する。 (1)契約金額 38,500,000円 (2)契約の相手方 福島トヨタ自動車株式会社 福島店 店長 齋藤 康二 (3)納期 令和7年3月31日

33	議案第143号	財産処分の件(笹谷市有地) 福島市笹谷地内に所在する市有地について、医療施設を核とした施設用地として処分する。 (1)所 在 福島市笹谷字片目清水36番1ほか (2)面 積 26,003.23㎡ (3)処 分 額 1,220,000,000円 (4)処 分 先 社会医療法人 福島厚生会(事業所名 福島第一病院) 理事長 星野 俊吾
34	議案第144号	財産処分の件(南矢野目市有地) 福島市南矢野目地内に所在する市有地について、商業施設を核とした施設用地として処分する。 (1)所 在 福島市南矢野目字中谷地33番地 (2)面 積 28,503.13㎡ (3)処 分 額 2,000,000,000円 (4)処 分 先 イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
35	報告第16号	福島市一般会計予算の継続費精算の件
36	報告第17号	福島市下水道事業会計予算の継続費精算の件
37	報告第18号	令和5年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
38	報告第19号	福島市農業・農村振興条例に基づく年次報告の件
39	報告第20号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく報告の件
40	報告第21号	福島市中小企業振興基本条例に基づく報告の件
41	報告第22号	市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
42	報告第23号	専決処分報告の件

令和6年9月定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和6年9月11日提出)

1	議案第145号	工事請負契約の一部変更の件 ((仮称)市民センター整備事業 本体建築工事) 福島市工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の適用に伴い、契約金額を変更する。 (1)契約金額 3,445,181,300円 → 3,510,760,000円
2	議案第146号	工事請負契約の一部変更の件 ((仮称)市民センター整備事業 屋外給排水衛生設備等工事) 工事内容の変更に伴い、契約金額等を変更する。 (1)契約金額 113,300,000円 → 165,456,500円 (2)工事期限 令和6年9月30日 → 令和7年2月14日

令和6年9月定例会議提出議案(市長提出議案、追加分)

(令和6年9月24日提出)

1	議案第147号	教育委員会委員任命の件
2	議案第148号	財産区管理委員選任の件(土湯温泉町財産区)
3	議案第149号	財産区管理委員選任の件(飯坂町財産区)
4	議案第150号	人権擁護委員候補者推薦の件

令和6年9月定例会議提出議案(委員会、議員提出議案)

(令和6年9月24日提出)

1	議案第151号	地域の認知症施策の充実を求める意見書提出
---	---------	----------------------